

令和8年度 第1回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

日 時：	令和8年4月20日（月）午後1時30分から
場 所：	宮城県行政庁舎5階 総務部会議室（オンライン併用）
出席者：	資料参加者名簿のとおり

1 開会

事務局

ただいまから、令和8年度第1回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会を開催いたします。本日ご出席の委員は5名でございます。大規模小売店舗立地専門委員会条例第4条第2項により定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。本日、傍聴の方はおりません。

続きまして、4月の人事異動に伴う担当職員及び事務局職員の変更について、お手元の名簿順に御紹介申し上げます。

※担当職員及び事務局の紹介

それではここからの進行は蒔苗委員長にお願いしたいと思います。蒔苗委員長よろしく願います。

2 議事

（1）大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

蒔苗委員長

それでは、お手元の次第により議事を進めてまいります。

まず、議題の（1）「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」に関して、事務局から説明願います。

事務局

※資料1に基づき説明

蒔苗委員長

説明ありましたとおり、前回の委員会以降新設の届出が2件ありました。届出状況について質疑などはございますか。無いようですので、それでは次の議題に進みたいと思います。

（2）大規模小売店舗立地法に基づく届出について

イ【新設】「(仮称)クスリのアオキ気仙沼五駄鱈店」(法第5条第1項)

蒔苗委員長

次に、議題の（２）大規模小売店舗立地法に基づく届け出について、審議を行います。

イ「(仮称)クスリのアオキ気仙沼五駄鱈店」の届出概要について審議を行いますので関係者の入室を認めます。それでは、届出概要について事務局から説明願います。

事務局

※資料２に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして質問等がございましたらお願いします。

小林委員

建物について、既存のものを使うとのことですが、出入口も既存のものを使いますか。また、併せてトイレ、コイン精米機、灯油の建物の使用予定について教えてください。

設置者

建物につきましては、増築して店舗面積を増やします。増築する部分につきましては、22ページの添付図を見ていただきまして、北側と西側はそのままになります。増築部分は東側と南側になります。外観等につきましては、店舗のカラーに塗り直します。出入口につきましては、基本、既存のものを使用します。

小林委員

既存のトイレなど使用しますか。

設置者

トイレにつきましては、店舗の北側に外トイレがありまして、それを使う形になります。

小林委員

コイン精米機と灯油の建物はどのように使用しますか。

設置者

灯油の販売につきましては、クスリのアオキで灯油販売の免許を持っておられないということで、こちらは販売を行いません。

内田委員

今の質問と関連するのですが、搬入口は通常時、閉鎖していますか。

設置者

通常時は解放します。これまでも通常の車も入れるようになっていたのですが、今回から、搬入専用の入り口であることを表示して運用します。

本郷委員

騒音の予測位置の図のC4の地点で超過しているが、住居のところ、C5のところで超過していないとのことですが、C4の近くの店舗というのが、写真を拝見すると住居兼店舗というのも見えなくもないのです。これは住居兼店舗ではなくて純粋な店舗になっている部分でしょうか。

設置者

こちらは花屋であり、店舗です。

本郷委員

店舗であれば問題ないです。写真の1枚目のところで、右から数えて3つ目の建物かと思うのですが、見る感じとしては住居っぽいなと見たのですが、ここは純粋な店舗ということで、騒音の予測対象として店舗扱いで大丈夫ということであれば特に問題はないですけれども、念のため確認させていただきました。

馬場委員

ご説明ありがとうございました。私の方からは2点お伺いしたいのですけれども、1つは照明についてです。17ページの③のところに、外面と広告の照明は照らすように設置するという風になっておりますけれども、これは新規につけますか。それとも今ある屋外広告と大きな看板がありますが、これを活用しながらさらに照明を見やすいように修理しながら使うのかというのをお伺いしたいです。また、2つ目は今回照明について深夜午前0時まで運用することとなっておりますが、最近は働き方改革などで深夜営業を縮小する傾向がある中で、深夜までの開店というところの根拠とニーズについてお伺いしたいです。

設置者

まずサイン照明につきましては、今あるものをそのまま利用する形で計画しております。あと、営業時間につきましては、一応状況も見ながらなのですけれども、午後10時ぐらいまでで閉店することを考えております。

馬場委員

営業時間後、駐車場は利用を制限するというような理解でよろしいですか。

設置者

駐車の利用につきましても、営業時間に合わせまして、例えば営業時間の 30 分後ぐらいで駐車場の利用を止めるという形で考えております。

馬場委員

ということは、1 ページ目の開店・閉店時間は今後少し変更になる可能性もあるという理解でよろしいですか。

出店者

現段階ではそうですね。状況を見ながらというところではあるのですが、時間を延長する時は届出が必要かと思うのですが、短くするには届出は必要ないので、その範囲で調整する形になるかと思います。

本郷委員

先ほだ少しコイン精米機の話が出ましたが、コイン精米機は撤去されるのですか。

出店者

今も稼働中で、クスリのアオキがオープンしてからもそのまま利用する形になります。

本郷委員

騒音の予測にはコイン精米機の部分は含まれないのでしょうか。そこのところが気になるのですが、意外とコイン精米機はそれなりの音が出ると思っておりまして、夜中に利用されるとかなり迷惑かなと思うのですが、例えば夜は閉めるとかという判断はあるのでしょうか。

出店者

基本的には 24 時間稼働しています。

本郷委員

今回の法律上この騒音を含めるのか含めないのか、法律の立て付けが分からないのですが、実際問題としては気になる場所だと思います。県からそのところを含めご配慮いただくような話をした方がいいかなと思いました。県の方で、これが法律上含まれるかも含めて確認していただければと思います。

蒔苗委員長

県で調べるということによろしいでしょうか。これ出入口 1 の部分なのですが、右折のポストコーンをつけるのは今回からですか。

設置者

今回からで、今までは右折できていたという形です。

蒔苗委員長

これはサインとか右折進入禁止される予定ありますか。

設置者

そうですね。ポストコーンだけではなくて、サインもつけて、お客様に認識していただくというところで考えております。

蒔苗委員長

はい。その辺の対応をよろしくお願いします。あと出入口 1 のあの部分、若干傾斜になっているようなところがあるかと思いますが、さほど急な勾配ではないですか。

設置者

そうですね。高さ 1 m ぐらいです。

蒔苗委員長

はい。この部分は通学路にもなっているみたいなので、危険な挙動などないように、安全面に配慮いただければと思いました。その他よろしいでしょうか。

それでは、この件はこれで終了したいと思います。先ほどのコイン精米機の件については、県において対応よろしくお願いします。関係者の方は退席願います。どうもありがとうございました。

蒔苗委員長

それでは続きまして、議題の（３）大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について、イ（仮称）クスリのアオキ白石大畑店の意見案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

※資料 3 に基づき説明

蒔苗委員長

はい、説明ありがとうございます。ただいまの説明につきまして何かございますでしょうか。よろしいですか。県の意見はなしということで、附帯意見の方はこの委員会での意見も踏まえて、交通状況について必要な場合には追加的な措置を講じるということ、騒音対策にも同様に騒音防止対策を講じるということを附帯意見として付したということですが、よろしいでしょうか。特に異論はないようですので、このような形で進めてもらえればと思います。

ロ 【変更】（仮称）コメリホームセンター亘理店

蒔苗委員長

それでは続きまして、ロ（仮称）コメリホームセンター亘理店の意見案について事務局から説明をお願いします。

事務局：

※資料４に基づき説明

蒔苗委員長

はい、説明ありがとうございます。それではただいまの説明につきまして何かご意見ございますでしょうか。よろしいですか。基本的には県の意見はなしということで、住居等が立地した場合、周辺住民から苦情が申し立てられた場合には追加的な騒音防止対策を講じるというようなことで、意見案を進めるということでよろしいでしょうか。それでは、異論はないようですので、そのような形で進めてもらえればと思います。

３ その他

蒔苗委員長

本日の議題については以上です。それでは「その他」ですが、議事について何かございますでしょうか。よろしいですか。他にないようです。進行を事務局にお返しします。

事務局

蒔苗委員長、議事進行ありがとうございました。それでは、「３ その他」について、事務局から説明をいたします。

次回の日程等についてご説明させていただきます。次回の専門委員会につきましては、６月１５日月曜日の午後３時（１５時）からを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

4 閉会

事務局

本日のご審議大変ありがとうございました。以上で令和８年度第１回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会の一切を終了いたします。本日はありがとうございました。